

【セミナー＆相談会】

企業のカスハラ・パワハラ対策の最前線

近年、カスハラが社会問題となっており、東京都ではカスハラを防止する条例を制定・施行しました。企業は、正当なクレームとカスハラとの違いの判断を求められるなど、具体的にどのような予防策や組織対応をなすべきか喫緊の課題となっています。

さらに様々な状況下で職場のパワハラが顕在化しています。企業はパワハラに対する職場内の意識向上を図るとともに問題が生じた場合には迅速な対応が求められます。

本セミナーでは、企業は職場のハラスメントであるカスハラとパワハラにどのように対処すべきか、その予防から事後対応までポイントを解説します。

また、セミナー終了後に相談会を実施します。

日程	時間	テーマ	講師
令和7年 12月15日 (月)	14:00 ～ 16:00	●企業のカスハラ予防と対応 ・カスハラの現状と背景 ・正当なクレームとカスハラの違い（判断基準） ・企業ができるカスハラ予防策 ・カスハラ発生時の相談者への対応 ・カスハラ発生時の組織対応 等	弁護士 向井 蘭 氏
	16:00 ～ 17:00	相談会 相談を希望する方は、セミナー当日受付時にお申込みください。	・弁護士 向井 蘭 氏 ・当所労働相談担当職員
令和7年 12月16日 (火)	14:00 ～ 16:00	●企業のパワハラ予防と対応 ・パワハラのグレーゾーン例 ・企業ができるパワハラ予防策 ・パワハラ発生時の相談者への対応 ・パワハラ発生時の社内対応 ・実際のケースをもとにした解決策 等	弁護士 向井 蘭 氏
	16:00 ～ 17:00	相談会 相談を希望する方は、セミナー当日受付時にお申込みください。	・弁護士 向井 蘭 氏 ・当所労働相談担当職員

■ 会 場 : 【セミナー】江東区亀戸文化センター 第1、第2研修室（カメラアプラザ5階）

【相談会】東京都労働相談情報センター亀戸事務所（カメラアプラザ7階）

（江東区亀戸2-19-1 カメラアプラザ）裏面地図参照

■ 対 象 : 使用者、人事労務担当者、テーマに関心のある方

■ 定 員 : 50名（※要事前申込）

○手話通訳あり（無料・事前申込制）。手話通訳をご希望の方は、12月15日受講希望の場合は11月27日まで、12月16日受講希望の場合は11月28日までにお申し込みください。

■ 申込方法 : インターネット、電話で下記へお申し込みください。

■ 申 込 先 : 東京都労働相談情報センター亀戸事務所 事業普及担当
TEL 03-3682-6321



インターネット で検索

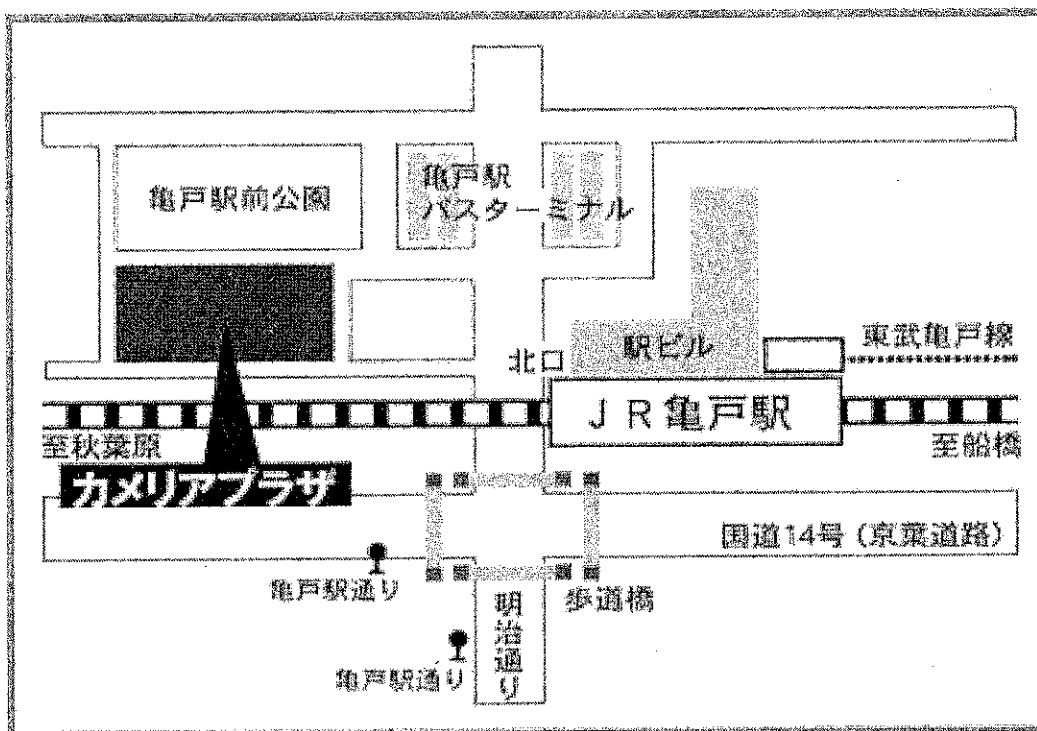
<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/seminarform/index/menu/>

主催  東京都労働相談情報センター亀戸事務所

共催 足立区

●会場案内図

江東区亀戸文化センター 第1、第2研修室（カメラアプラザ5階）
（江東区亀戸2-19-1 カメラアプラザ）



<アクセス>

JR総武線「亀戸駅」、東武亀戸線「亀戸駅」 北口下車 徒歩3分

●ご注意

※天災等による交通機関運行の影響により、セミナー開催を中止又は延期することがあります。

その場合はホームページ「はたらくネット」でお知らせしますので、受講前に必ずご確認ください。

※お申込みいただいた際の個人情報は、本セミナー受講のためにのみ利用します。

東京都では、就職の機会均等を確保するために、本人の適性と能力に基づく公正な採用選考を実施するよう事業主の皆様のご理解とご協力をお願いしています。詳細は、
<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kaizen/kosei/>をご覧ください。